

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領

平成19年10月4日 健発第1004002号 厚生労働省健康局長通知

第1 目的

この要領は、出張理容・出張美容に関する作業環境、携行品等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置により出張理容・出張美容に関する衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- 3 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第3 携行品等

出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 2 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

第4 管理

1 作業環境の管理

- (1) 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行品等の管理

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (2) 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

3 従業者の管理

営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。

第5 衛生的取扱い等

- 1 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 2 作業中、従業者は清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- 3 従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 4 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。

- 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- 8 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 9 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- 10 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- 11 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- 12 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- 13 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- 14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置を取ること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- 15 パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

第6 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）

第5 消毒

1 かみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものの消毒の手順

- (1) 消毒する前に家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水（10秒以上、1リットル以上）で洗浄する。

(注) 1 器具は、使用直後に流水で洗浄することが望ましい。この際水が飛散しないように注意することが必要である。

2 消毒液に浸す前に水気を取ること。

- (2) 消毒は次のいずれかの方法で行う。

(注) 消毒薬は、医薬品を使用すること（以下同じ。）。)

ア 煮沸消毒器による消毒

沸騰してから2分間以上煮沸すること。

(注) 1 陶磁器、金属及び繊維性の器具の消毒に適するが、くし類等合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。

2 水量を適量に維持する必要がある。

3 錆止めの目的で、亜硝酸ナトリウム等を加えることができる。

イ エタノールによる消毒

76.9 v/v%～81.4 v/v%エタノール類（消毒用エタノール）中に10分間以上浸すこと。

(注) 1 消毒液は、蒸発、汚れの程度等により、7日以内に取り替えること。

2 消毒用エタノールを希釈せず使用することが望ましいが、無水エタノール又はエタノールを使用する場合は、消毒用エタノールと同等の濃度に希釈して使用すること（以下同じ。）。)

ウ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度1000ppm）中に10分間浸すこと。

(注) 1 金属器具又は動物性繊維製品は、腐食するので使用する場合は、必要以上に長時間浸さないなど取扱いに注意すること。

- 2 消毒液は、毎日取り替えること。
 - 3 消毒薬を取り扱う際には、ゴム手袋を着用する等、直接皮膚に触れないようにすること。
 - 4 製剤は保管中に塩素濃度の低下がみられるので、消毒液の有効塩素濃度を確認することが望ましい。
- (3) 消毒後流水で洗浄し、よく拭く。
- (注) 1 クリッパーは刃を外して消毒すること。
- 2 替え刃式カミソリは、ホルダーの刃を挟む内部が汚れやすいので、刃を外してろ紙等を用いて清掃すること。
 - 3 洗浄に使用したスポンジ等は使用后、流水で十分洗浄し、汚れのひどい場合は、エタノール又は次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。

2 かみそり以外の器具で血液が付着している疑いのないものの消毒の手順

(1) 消毒する前によく洗浄する。

(2) 消毒は前期 1 の方法又は次のいずれかの方法により行う。

ア 紫外線照射による消毒

紫外線消毒器内の紫外線灯より $85 \mu\text{w}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して 20 分間以上照射すること。

(注) 1 器具の汚れ具合、収納状況等により効果が期待できないことがあるため、器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるような状態に収納した後、照射する。

2 構造が複雑で、直接紫外線の照射を受けにくい形状の器具類の消毒には適さない。

3 定期的に紫外線灯及び反射板を清掃することが必要である。

4 2000～3000時間の照射で出力が低下することがあるので、紫外線灯の取替えが必要である。

イ 蒸し器等による蒸気消毒

器内が 80°C を越えてから 10 分間以上湿熱に触れさせること（温度計により器内の最上部の温度を確認すること。）。

(注) 1 ガラス、陶磁器、金属及び繊維性の器具等の消毒に適するが、くし類等合成樹脂製のものの一部には過熱により変形するものがある。

2 タオル等布片類を器内に積み重ねて消毒する場合、最上部のタオル等が湿熱に充分触れないことがある。

3 器内底の水量を適量に維持する必要がある。

ウ エタノールによる消毒

$76.9 \text{ v}/\text{v}\% \sim 81.4 \text{ v}/\text{v}\%$ エタノール類（消毒用エタノール）を含ませた綿若しくはガーゼで器具表面を拭くこと。

エ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

$0.01 \sim 0.1\%$ 次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度 $100 \sim 1000 \text{ ppm}$ ）中に 10 分間以上浸すこと。

オ 逆性石鹼による消毒

$0.1 \sim 0.2\%$ 逆性石鹼液（塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム）中に 10 分間以上浸すこと。

(注) 1 石鹼、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いしてから使用すること。

2 消毒液は、毎日取り替えること。

カ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

0.05% グルコン酸クロルヘキシジン液中に 10 分間以上浸すこと。

(注) 消毒液は、毎日取り替えること。

キ 両性界面活性剤による消毒

$0.1\% \sim 0.2\%$ 両性界面活性剤液（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩酸アルキルジアミノエチルグリシン）中に 10 分間以上浸すこと。

(注) 消毒液は、毎日取り替えること。

3 消毒に必要な器材

ア 液量計 100ml 用及び 1000ml 用

イ 消毒容器 消毒用バット（ふた付きのものが望ましい。）、洗面器、その他消毒に必要な容器

ウ 卓上噴霧器

4 タオル、布片類の消毒

- (1) 加熱による場合は、使用したタオル及び布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を越えてから10分間以上保持させること。この場合、器内の最上部のタオル等の中心温度が80℃を超えていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するように十分注意すること。
- (2) 消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒すること。消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するか又は蒸し器に入れること。
- (3) 血液が付着したタオル、布片類は、廃棄するか又は血液が付着している器具と同様に洗浄及び消毒を行うこと。

5 手指の消毒

- (1) 石鹸、ブラシ等を使って消毒前によく洗浄すること。
- (2) 手指の消毒は、速乾性擦式消毒剤による方法又は手指を消毒液中に浸す方法により消毒すること。手指を消毒液中に浸す方法により消毒する場合には、手指を消毒液中に十分浸し30～60秒もみ洗いすること。この場合の消毒液としては、0.05%～0.1%逆性石鹸、0.05%～0.2%両性界面活性剤、0.1%～0.5%グルコン酸クロルヘキシジン液等を使用すること。
- (3) 手指の消毒液は、水洗いし、清潔なタオル、使い捨てのペーパータオル等で拭き取ること。

6 その他の消毒

- (1) シェービングカップ等の間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じ、前記に掲げた消毒方法のいずれかの方法により消毒すること。
- (2) 理容所・美容所内の施設、毛髪箱、汚物箱等の設備については、適宜、消毒すること。

第7 自主的管理体制

1 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

2 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。